

目 次

☆トピックス

- (1) 安全性優良事業所表彰 大分運輸支局長表彰式を開催 1
- (2) 街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果 3

☆青年部だより

- (1) 「行政懇談会」の開催 5
- (2) 「役員会」の開催 5

☆女性部会だより

- (1) 佐伯市瀬会公園で清掃活動を実施 6

☆行政だより

- (1) 令和6年度最低賃金金額の改定及び各種賃上げ施策に関する
周知・広報の実施等について（協力依頼） 7
- (2) 「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の周知について 15

☆大分産業機械技能教習所だより 18

☆陸災防だより 19

- ◎令和6年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動 21

☆お知らせ

- (1) 11月は「過積載絶滅運動月間」です。..... 22
- (2) 宇佐道路の工事に伴う夜間全面通行止めのお知らせ 23
- (3) 令和6年度 第2回運行管理者試験のご案内 25
- (4) 新入会員紹介 28
- (5) 会員名簿訂正方をお願い 28
- (6) 燃料情報 28
- (7) 行事予定表 30
- (8) 帳票関係FAX注文書 31

当誌「大分トラック情報」がホームページにて閲覧可能となっております。
閲覧用パスワードは「6311」です。

安全性優良事業所表彰 大分運輸支局長表彰式を開催



大分運輸支局は10月18日(金)、大分市向原西の大分県トラック会館5階大会議室において、令和6年度安全性優良事業所表彰における大分運輸支局長表彰式を開催した。



式辞を述べる藤木支局長

はじめに、藤木淳史支局長が受賞者にお祝いの言葉を述べ「本日の受賞は、経営陣の皆様はもとより、最前線で活躍されている乗務員の皆様をはじめ、日々、会社を支える従業員の皆様のご尽力の賜であり、今回の受賞を社員の皆様方にもお披露目していただきたい。本年4月より自動車運転の業務に時間外労働の上限規制が適用され、改善基準告示に定める拘束時間等の基準も改められた。高齢化・人手不足の問題と相まって、交通・運輸のサービス水準の維持、持続可能性の確保が大きな問題となっている。事業の安全対策を継続して行うことは、従業員の方々をはじめ社内全体の安全に対する意識レベルの向上にもつながり、厳しい経営環境下においても安全対策などの継続的な取り組みが大切となってくる。輸送の安全確保と交通事故の防止は、運輸に携わる皆様と私どもにとって最大の使命である。皆様には今後も連続Gマークの取得年数を延ばしていただくことをお願いしたい。」と述べた。

続いて、表彰状の授与が行われ、受賞した13社（2社欠席）の代表者に藤木支局長から表彰状が授与された。

次いで、公益社団法人大分県トラック協会の仲浩会長から来賓祝辞が行われ、「本日、長年にわたりGマー



藤木支局長から表彰状を授与された



来賓祝辞を述べる仲会長

ク制度に真摯に取り組んでいただき受賞されましたことに、敬意を表するとともに喜び申しあげる。現在、大分県トラック協会はGマークの普及・取得の促進を強力に進めている。加入会員では、本年度12事業所が新規の取得申請を行っており、全てが取得されると、会員604事業所中、314事業所が認定事業所となり、取得率も約52%と全国でも非常に優秀な成績となる。協会としても、荷主団体・企業に対して、この認定事業所の優先利用について要望を行っている。このGマークの認定事業所の拡大を図り、法令遵守の徹底に努め、トラック運送事業の社会的地位や経済的地位のより一層の向上を目指したい。」と述べた。

引き継ぎ、来賓として(公社)大分県トラック協会の村本茂副会長が紹介され、表彰式は閉会した。

受賞した事業所

- ◎大分物流サービス(株) 日田営業所
- ◎大分物流サービス(株) 佐伯営業所
- ◎豊後通運(株) 本社営業所
- ◎豊後通運(株) 日出営業所
- ◎(有)大平運輸 本社営業所
- ◎(株)トキハ物流サービス 本社営業所
- ◎(株)アサヒサービス 本社営業所
- ◎(有)アゼスト 本社営業所
- ◎ウエアハウス(有) 本社営業所
- ◎日本郵便(株) 大分中央郵便局
- ◎(株)大富 大分営業所
- ◎(株)ロジコム・アイ 中津営業所
- ◎(株)エス・イー・アレックス 本社営業所



受賞した皆さんとともに記念撮影

街頭啓発活動（事故ゼロの日）の実施結果

〈地域に密着した交通安全活動を展開〉

支部・分会等は、各種交通安全運動期間中や毎月20日を「事故ゼロの日」と定め、街頭啓発活動を実施しています。以下は、令和6年10月に実施された活動です。

10月に実施した支部・分会の街頭啓発活動

支部名/分会名		時 間	場 所	事業所数	人 数	実施日
大 分 西	中 央	7:30 ~ 8:00	大分市 大分県トラック会館前	6社	7人	10月18日
	中 央 西	7:30 ~ 8:00	大分市新川町 新川交差点	中 止		
	南	7:30 ~ 8:00	大分市 大分南警察署前	中 止		
大 分 東	大 分 東	7:30 ~ 8:00	大分市 乙津交差点前	5社	5人	10月16日
別 杵	杵 築	7:30 ~ 8:00	日出町 佐尾交差点	7社	19人	10月18日
県 北	中 津	7:45 ~ 8:15	中津市 田尻交差点	11社	20人	10月18日
	宇 佐・ 豊後高田	7:45 ~ 8:15	宇佐市 柳ヶ浦高校前	8社	8人	10月18日
西 部	玖 珠	7:30 ~ 8:00	玖珠郡玖珠町山田 玖珠分会事務所前	3社	4人	10月18日
	日 田	7:30 ~ 8:00	日田市 玉川交差点	3社	4人	10月18日
県 南	豊 肥	7:30 ~ 8:00	豊後大野市清川村 清川産業前	1社	3人	10月21日
	臼 津	11:00 ~ 11:30	臼杵市 臼杵津久見警察署前	13社	13人	10月21日
	佐 伯	7:30 ~ 8:00	佐伯市 佐伯豊南高校交差点	7社	8人	10月21日

※10月25日現在、報告受理分のみ掲載

参加：64社、延べ91名

街頭啓発活動の様子



中津分会



宇佐・豊後高田分会



日田分会



杵築分会



玖珠分会



中央分会



佐伯分会



白津分会

「行政懇談会」の開催

大分県トラック協会青年部は、10月4日(金)「大分県トラック会館」において、標記会議を開催した。

行政懇談会には来賓として、九州運輸局大分運輸支局 野中首席運輸企画専門官に参加いただき、「2024年問題について」「運賃交渉（体験談）について」フリーディスカッション形式で意見交換が行われ、大変有意義な会となった。



行政懇談会風景



魚返青年部会長



野中首席専門官

「役員会」の開催

大分県トラック協会青年部（魚返直寿会長）は同日、大分市「大分県トラック会館」において標記会議を開催しました。

会議では、「トラックの日記念イベント」、「物流視察研修」、「勉強会」等について協議がなされ、様々な意見が飛び交い充実した会議となった。



役員会風景

【青年部会員募集】

協会会員事業所で、48歳以下の経営者、後継者及び管理者
《問合せ》(公社)大分県トラック協会青年部事務局 岡部、三好
電話：097-558-6311 メール：okabe@ota.or.jp

佐伯市瀬会(ぜあい)公園で清掃活動を実施

公益社団法人大分県トラック協会女性部会（加来美恵子部会長）は10月12日(土)、佐伯市上浦大字津井の瀬会公園（瀬会海水浴場）において清掃活動を行った。

当日は天候に恵まれ少し汗ばむほどの陽気ではあったが、女性部会員と従業員ならびにその家族ら26名が参加した。



あいさつを述べる加来部会長

はじめに、加来会長が「清掃活動は女性部会の設立以降、中津市・別府市・日田市で実施し、今回で4回目となる。この瀬会海岸は環境保全意識の醸成および啓発を目的として、ボランティア団体等が気軽にビーチクリーンに参加できる施設が整備されており、海ゴミ回収ボックスが設置されている。私ども女性部会の事業計画にも掲げている環境対策の一環として取り組んでいただきたい。一時間程の時間であるが、交流を深めながら、楽しく清掃活動ができると良いと思う。」とあいさつした。

続いて、大分県トラック協会事務局から清掃範囲等の説明が行われたのち、参加者は佐伯市指定ゴミ袋を持ち、海水浴場の浜辺（砂利）の清掃活動を開始した。

台風などの影響で打ち上げられた漂着物などは2日前に佐伯市役所が大きな流木の撤去を行い数カ所にまとめられておりあまり目立ったゴミは無かったが、参加者は砂利や草に埋もれていたプラスチック片やビニール、ペットボトルや吸い殻などを丁寧に拾い集め、多量のゴミが回収された。燃やせるゴミと燃やせないゴミを分別して拾って、最終的に設置されている海ゴミ回収ボックス内に廃棄した。



清掃活動の様子



記念撮影

令和6年度最低賃金金額の改定及び各種賃上げ施策に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じて、厚生労働省労働基準局長より周知依頼がありましたので、お知らせします。

全ト協発第378号(企)

令和6年10月17日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会

会長 坂本 克己

令和6年度最低賃金金額の改定及び各種賃上げ施策に関する周知・広報の実施等について（協力依頼）

今般、厚生労働省労働基準局長より、今年度の地域別最低賃金の改定に係る周知依頼の文書が発出されました。

今年度の地域別最低賃金額の改定状況につきましては、全県において50円～84円引き上げられ、全国加重平均額は1,055円で、昨年度の1,004円より51円引き上げられました。

各都道府県の最低賃金額につきましては、下記のHPアドレスにてご確認いただき、改定額及び発効日の周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

○令和6年度 地域別最低賃金改定状況

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html

※次ページから、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策一」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（概要）」、ならびに「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」と「中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）」を掲載してあります。

最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策

1. 賃金引上げに関する支援

① 業務改善助成金

業務改善助成金

検索

問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15）
又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。



② キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

検索

問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際やいわゆる「年収の壁」を意識した働き方への対応に取り組む際にも活用することができます。



③ 中小企業向け賃上げ促進税制

賃上げ促進税制

検索

問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター

青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できる制度です。



④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）

働き方改革推進支援資金

検索

問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。



2. 生産性向上に関する支援

⑤ 固定資産税の特例措置

先端設備等導入計画

検索

問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課
＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口
電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)
＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816

中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。



⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）

経営力向上計画


検索


問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課


電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)



中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。





⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制） 問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）		経営強化税制	検索
中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。		(⑥と同じ)	

⑧ 中小企業省力化投資補助金 問い合わせ先：中小企業省力化投資補助事業 コールセンター 電話：0570-099-660（9:30～17:30/月曜～金曜（土・日・祝日除く））		省力化補助金	検索
人手不足に悩む中小企業等のため、省力化投資に関して、カタログから選ぶような汎用製品の導入について、即効性ある支援を行います。			


⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金 問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-3821-7013（10:00～17:00 土日祝日及び12/29～1/3を除く）		ものづくり補助金	検索
生産性向上に資する革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の省力化を行う中小企業・小規模事業者等の設備投資等の経費の一部を支援します。			

⑩ 小規模事業者持続化補助金 問い合わせ先：＜商工会の管轄地域で事業を営む方＞全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。 https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ ＜商工会議所の管轄地域で事業を営む方＞ 電話：03-4330-3480		持続化補助金	検索
小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。		(商工会地区)	(商工会議所地区)
			

⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金 問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-376		IT 導入補助金	検索
中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上を目的として、業務効率化や DX 等に向けた IT ツール（ソフトウェア、アプリ、サービス等）の導入を支援します。			

⑫ 事業承継・引継ぎ補助金 問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 （経営革新事業）：050-3000-3550 （専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠）：050-3000-3551		事業承継・引継ぎ補助金	検索
事業承継・M&A 後の経営革新（設備投資や販路開拓等）に係る費用、M&A 時の専門家活用に係る費用、事業承継 M&A に伴う廃業等に係る費用（原状回復費等）を支援します。			

3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援

⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669		下請ガイドライン	検索
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。			


パートナーシップ構築宣言

検索

●行政だより


⑭ パートナーシップ構築宣言
 問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765
 <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688

下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。




⑮ 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針 価格転嫁指針
 問い合わせ先： 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
 企業取引課 優越的地位濫用未然防止対策調査室 電話：03-3581-3378

労務費の上昇を取引価格に適切に転嫁し、中小企業が賃上げの原資を確保できるようにするため、発注差・受注者がとるべき行動指針・取組事例をまとめています。




⑯ 官公需法に基づく「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 官公需基本方針
 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669

「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。



⑰ 官公需情報ポータルサイト 官公需ポータルサイト
 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669


国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。



4. 資金繰りに関する支援


⑱ セーフティネット貸付制度 セーフティネット貸付
 問い合わせ先： 日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505
 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795

一時的に売上減少等状況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。



⑲ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） マル経融資
 問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店


小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。





5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑳ 建設事業主等に対する助成金 建設事業主等に対する助成金
 問い合わせ先： 都道府県労働局又はハローワーク

中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。





⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク		人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。			


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク		地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。			


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク		人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。			

6. 相談窓口

㉓ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点		よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。			

㉔ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：(公財) 全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618		下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスを行います。			

㉕ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター		働き方改革 特設サイト	検索
全国 47 都道府県に設置されている「働き方改革推進支援センター」では、中小企業・小規模事業者の皆さまの働き方改革の取組を支援することを目的として、労務管理の専門家が無料で、時間外労働の上限規制や同一労働同一賃金、賃金引上げ、その他働き方改革を広く支援する取組に関する個別相談やコンサルティングを実施しています。ぜひご活用ください。			

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340		ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度等の活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。			

各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内>
 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針【概要】

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処することを明記。
- ✓ 他方で、記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、
②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。
協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行う**ため、直接の取引先である**受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映**させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の**相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨む**こと。
発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、価格交渉の申込み様式（例）を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、**最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いる**こと。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの**定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング**、業界の定期的な価格交渉の時期など**受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング**、発注者の業務の繁忙期など**受注者の交渉力が比較的優位なタイミング**などの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに**受注者側からも希望する価格を発注者に提示**すること。発注者に提示する価格の設定においては、**自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮**すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション
定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管
価格交渉の**記録を作成**し、発注者と受注者と双方で**保管**すること。

指針の詳細について

指針の詳細については、以下のサイトをご確認ください。

・公正取引委員会ホームページ
<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokijun/romuhitenka.html>

・説明動画
（公正取引委員会公式YouTubeチャンネル）
<https://www.youtube.com/watch?v=vyidGpQHTJM>



令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針（抜粋）

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

4 ダンピング防止対策、消費税の円滑かつ適正な転嫁等の推進

(2)適切な予定価格の作成

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務の発注については、各都道府県における最低賃金の改定額（契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額を含む。）についても反映した額等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注に当たっては、厚生労働省において策定した「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」において、最新の「建築保全業務労務単価（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」を用いることとされていることに留意するとともに、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

- ② 国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

(3)低入札価格調査制度の適切な活用等

- ① 国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。
- ② 国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収を徹底し、最低賃金額を下回る人件費でないことに留意するとともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用するものとする。

- ③ 国等は、地方公共団体における役務及び工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

(4)最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、契約前において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、年度途中の最低賃金額の改定を踏まえた予算を確保し、上記（２）に掲げる適切な予定価格を作成するとともに、入札金額における人件費について、契約期間中に最低賃金額の改定が見込まれる場合には、その改定見込額についても考慮した上で入札することを入札希望者にあらかじめ周知するものとする。また、人件費単価が改定後の最低賃金額を下回った際は適切な価格での単価の見直しを行う旨の条項をあらかじめ契約に入れることなどにより、年度途中で最低賃金額の改定があったとしても、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。
- ② 国等は、契約後において、清掃、警備、洗濯、庁舎管理、電話交換その他最低賃金又はその近傍の人件費単価の被用者が用いられる可能性のある役務契約について、最低賃金額の大幅な改定があった場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に対し確認し、最低賃金引上げ分の円滑な価格転嫁を図るため契約金額を変更するなど、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう配慮するものとする。

(5)最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直し

- ① 国等は、公共工事の発注に当たっては、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
特に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項を契約に適切に設定するとともに、当該条項の運用基準を策定しておくものとする。
- ② 国等は、物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応するものとする。
また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮するものとする。
- ③ 上記①、②の対応に当たっては、経済財政運営と改革の基本方針 2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定）において、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和 5 年 11 月 29 日策定）の趣旨を最大限に考慮するものとする。

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の周知依頼について

標記について、(公社)全日本トラック協会を通じて、厚生労働省労働基準局長より周知依頼がありましたので、お知らせします。

近年、働き方の多様化が進む中において、フリーランスという働き方も社会に普及してきている一方で、フリーランスが取引先との関係で、一方的に契約を変更つれた、報酬が期日までに支払われなかった、ハラスメントを受けた等の様々な問題やトラブルを経験していることが明らかとなっています。

そこで、フリーランスの取引環境と就業環境を整備するため、令和6年11月1日から「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が施行されます。

つきましては、貴協会におかれましても同法施行の趣旨を御理解いただき、リーフレットや周知用バナー例の御活用により広報誌やホームページ等によって、同法について周知していただきますよう、御協力をお願いいたします。

※リーフレット及び周知用バナー例の電子データは、

【大分労働局ホームページのトップページ「目的や内容で探す」

→ 「事業主の方へ」 → 「フリーランス関係」】

からダウンロードしていただくか、担当にてメール送付いたしますので御連絡をお願いいたします。

【担 当】

大分労働局雇用環境・均等室

牧野、大塚、海老名

TEL : 097 - 532 - 4025

Mail : 44oita.kokin@mhlw.go.jp

フリーランスの取引に関する 新しい法律が11月にスタート！

「フリーランス・事業者間取引適正化等法」が
2024年11月1日に施行されます。

法律の目的

この法律は、フリーランスの方が安心して働ける環境を整備するため、

- ①フリーランスの方と企業などの発注事業者の間の取引の適正化 と
 - ②フリーランスの方の就業環境の整備
- を図ることを目的としています。

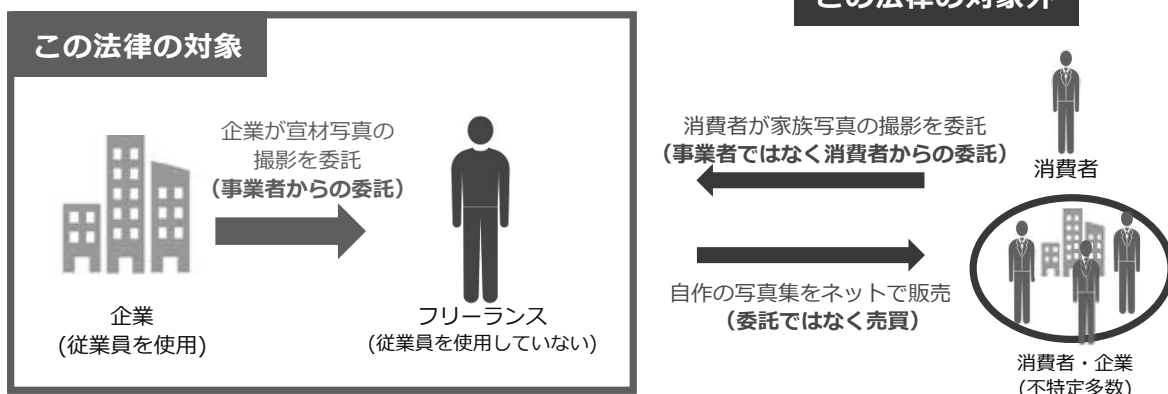
法律の適用対象

発注事業者からフリーランスへの「業務委託」（事業者間取引）

フリーランス	業務委託の相手方である事業者で、従業員を使用しないもの
発注事業者	フリーランスに業務委託する事業者で、従業員を使用するもの

※ 一般的にフリーランスと呼ばれる方には、「従業員を使用している」「消費者を相手に取引をしている」方も含まれる場合もありますが、これらの方はこの法律における「フリーランス」にはあたりません。

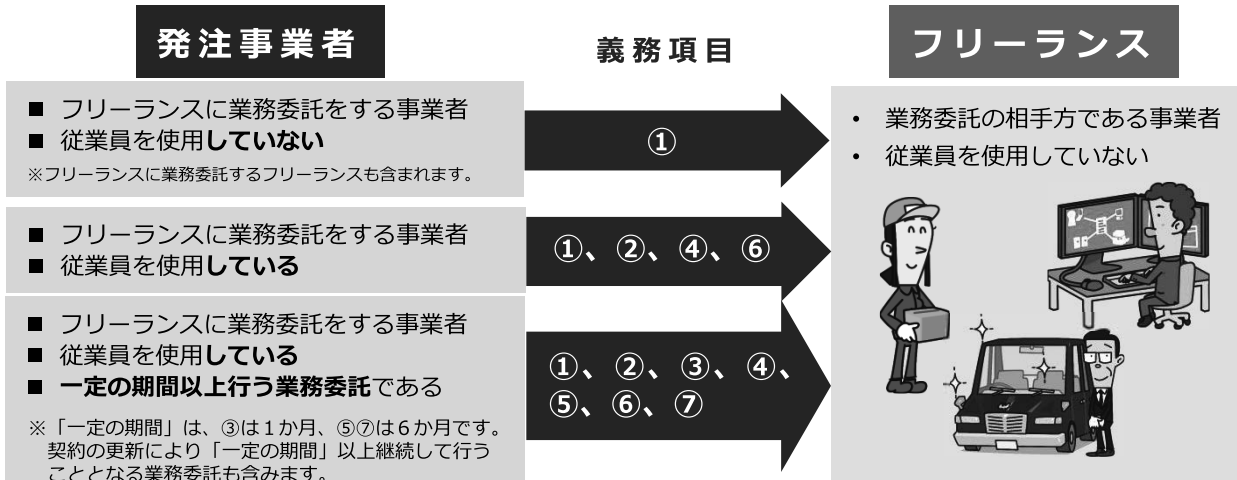
例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



- この法律上は、フリーランスは「特定受託事業者」、発注事業者は「特定業務委託事業者」「業務委託事業者」とされていますが、このリーフレットでは伝わりやすさを優先し、それぞれ「フリーランス」、「発注事業者」と表現しています。
- 「従業員」には、短時間・短期間等の一時的に雇用される者は含まれません。具体的には、「週労働20時間以上かつ31日以上の雇用が見込まれる者」が「従業員」にあたります。
- 特定の事業者との関係で従業員として雇用されている個人が、副業で行う事業について、事業者として他の事業者から業務委託を受けている場合には、この法律における「フリーランス」にあたります。
- なお、契約名称が「業務委託」であっても、働き方の実態として労働者である場合は、この法律は適用されず、労働基準法等の労働関係法令が適用されます。

法律の内容

発注事業者が満たす要件に応じてフリーランスに対しての義務の内容が異なります。



義務項目	具体的な内容
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること 「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて 60日以内 のできる限り 早い日 に報酬支払期日を設定し、 期日内に報酬を支払うこと
③ 禁止行為	フリーランスに対し、 1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと ●受領拒否 ●報酬の減額 ●返品 ●買ったたき ●購入・利用強制 ●不当な経済上の利益の提供要請 ●不当な給付内容の変更・やり直し
④ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、 ・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと ・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと
⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと (例) ・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げたい」との申出に対し、納期を変更すること ・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整すること など ※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。
⑥ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること ①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応 など
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、 ・原則として 30日前までに予告しなければならないこと ・予告の日から解除日まで フリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと

● 発注事業者の義務の具体的な内容などは、政省令・告示などで定めております。詳細な法律等の内容や最新の情報については、関係省庁のホームページをご覧ください。

● 項目①～③については、公正取引委員会・中小企業庁、項目④～⑦については、厚生労働省（都道府県労働局）までお問合せください。



令和6年6月改訂 リーフレットNo.13

大分産業機械技能教習所だより

(一社)大分産業機械技能教習所 理事長 中野健造

【令和6年度 技能講習・実技教習計画、講習料一覧表】

試験種別		講習内容		講習料		講習実施月日		
区別	種類	受講資格	日数	時間	受講料	テキスト代	12月	7年1月
免許	移動式クレーン 登録大分4-移実1	全科(学科・実技)	5日	25H	108,900	4,565	2日～6日	
		実技のみ	4日	9H	99,300		2日～5日	
	整地・運搬等 登録大分4-07	大型特殊運転免許所持者 小型車両系特別教育所持者 (3ヶ月以上)	3日	14H	49,500	1,430	4日～6日 23日～25日	15日～17日 29日～31日
		建設機械施行管理技士1級 (トラクター系又はショベル系以外)又は2級第4種から第6種合格者	3日	10H	47,300	1,430		
		車両系(解体)技能講習所持者	3日	6H	45,500	1,430		
		全科(学科・実技)	6日	38H	95,500	1,430	12日～13日と 16日～19日	6日～10日と 14日 20日～24日と 27日
	解体用 登録大分4-02	車両系(整地等・旧解体)技能講習所持者	1日	5H	21,000	1,793	20日	28日
		建設機械施行管理技士1級(ショベル系)又は2級第2種合格者	1日	3H	18,800	1,793		
	不整地運搬車 登録大分4-04	車両系(整地等)技能講習所持者 大型特殊免許所持者	2日	11H	41,000	1,793	9日～10日	
	高所作業車 登録大分4-03	移動式・小型移動式クレーン技能講習所持者	2日	12H	41,200	2,134	2日～3日 18日～19日	6日～7日 22日～23日
		普通運転免許所持者	3日	14H	42,400	2,134	2日～4日	6日～8日
		普通運転免許なし	3日	17H	52,100	2,134	18日～20日	23日～24日
小型移動式クレーン 登録大分4-01	玉掛・床上ク技能講習クレーン免許所持者	3日	16H	41,800	1,370	9日～11日	8日～10日 27日～29日	
	免除なし	3日	20H	46,200	1,370			
玉掛 登録大分4-08	小ク・床上ク技能講習移ク・クレーン免許所持者	3日	15H	21,300	1,705	11日～13日 24日～26日	15日～17日 20日～31日	
	免除なし	3日	19H	25,300	1,705			
フォークリフト 登録大分4-05	フォークリフト特別教育(3ヶ月) 大型特殊免許所持者(キャタピラ限定なし)	2日	11H	18,200	1,650	2日と6日	20日と24日	
	大型・中型・普通運転免許所持者	1班				2日～5日 17日～20日	6日～9日 20日～23日	
		2班					6日と 14日～16日	
		土・日					7日～8日と 14日～15日	
普通運転免許なし	5日	35H	34,100	1,650	16日～20日			
特別教育	クレーン等(吊り上げ過重5トン未満)	2日	13H	12,100	1,705	23日～24日	20日～21日	
	小型車両系(機体質量3トン未満)	2日	13H	13,400	1,370	11日～12日		
	ローラー(制限なし)	2日	10H	13,400	1,551	16日～17日		
	フォークリフト(最大荷重1トン未満)	2日	12H	13,400	1,650		23日～24日	
	テーブルゲートリフター	1日	6H	11,200	957		14日	
職長・安全衛生責任者教育	2日	14H	13,400	1,650	9日～10日 23日～24日	9日～10日 27日～28日		
熱中症予防労働衛生教育	1日	3.5H	4,400	1,540				

☆建設業もあわせ営んでいる会員の皆様

技能講習について次の会社は助成金制度の適用があります。
人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)
(大分労働局 大分助成金センター)

1. 中小事業主であること。
2. 雇用保険料が「建設の事業」の料率であること。
3. 受講者が被保険者であること。
4. 労働保険料を滞納していないこと。

陸災防だより

令和6年度 講習案内

～ 現場の安全は、教育から ～

◆受講希望日を電話にてご予約下さい。

(講習月の2ヶ月前から受付開始、予約締切は講習日3週間前まで)

- | | |
|--|-----------------|
| ◎はい作業主任者技能講習 (定員各50名)
大分労働局長登録・登録番号第48-5号 | 1月27日(月)・28日(火) |
| ◎積卸し作業指揮者安全教育 (定員30名) | 終了しました |
| ◎車両系荷役運搬機械等作業指揮者安全教育 (定員30名) | 受付終了しました |
| ◎交通労働災害防止担当管理者教育 (定員20名) | 11月25日(月) |
| ◎テールゲートリフター特別教育 (定員50名) | 終了しました |

【受講料等のご案内】

(税込表記)

講習名	受講資格	受講料	テキスト代
はい作業主任者	はい付け、はい崩しの実務経験3年以上	8,800円	無料
積卸し作業指揮者		7,700円	無料
車両系荷役運搬機械		7,700円	無料
交通労災防止管理担当者	運行管理者基礎講習修了証の写し	5,500円	無料
テールゲートリフター特別教育		7,810円	無料

※令和6年度～令和10年度(5年間)は会員への助成事業として、陸災防大分県支部が開催する技能講習・安全教育のテキスト代は無料と致します。

【振込先】

大分銀行 中島支店 普通 146070 陸災防大分県支部 (リクサイボウオオイトケンシブ)

※振込手数料は、貴社負担でお願い致します。

※振込は講習日の2週間前までにお済ませ下さい。(申込書も2週間前までに提出ください。)

※振込でお支払いされた場合、領収証は発行致しません。領収証が必要な場合は、窓口及び現金書留にてお願い致します。 ※インボイス登録番号 T4010405001852

※フォークリフト及びショベルローダー等運転技能講習の業務廃止に伴い、当支部で取得された修了証の再交付・書替は「技能講習修了証明書発行事務局」での手続きとなります。
(HP:<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/gino/>・TEL:03-3452-3371、3372)

【問い合わせ先】

陸上貨物運送事業労働災害防止協会
大分県支部
(支部長 石樽誠二)

☎ (097) 556-7866
FAX (097) 552-1591
〒870-0905 大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館内

受講申込書（修了証台帳）

TEL 097-556-7866

FAX 097-552-1591

縦3.0cm 横2.4cm
 写真の裏に氏名
 を記入のこと。
 デジカメ 不可
 カラーコピー 不可
写真1枚
 （貼らないこと）

受講年 月日	自 令和 年 月 日	受講講習名	
	至 令和 年 月 日		

フリガナ 氏名	男 ・ 女	※ 修了証 交付	番号 年月日	第 号 令和 年 月 日
生年月日	昭和 年 月 日 平成			
現住所	〒 [][][] - [][][][][]		TEL	— —
			携帯電話	— —
			FAX	— —
勤務先 所在地	〒 [][][] - [][][][][]		TEL	— —
			FAX	— —
フリガナ 名称			※ 事業主 証明	昭和・平成 年 月から 平成・令和 年 月まで 経験 年 ヶ月 ⑩

下欄に、本人確認書類(自動車運転免許証)の写しを添付して下さい。

自動車運転免許証(写)	

- 注 1) ※印以外の欄は、申込者において記載のこと。
 2) 事業主証明は、特定の場合を除き不要のこと。
 (特定の場合とは、はい作業主任者技能)
 (講習を指す。)

申込年月日	令和 年 月 日
申込者氏名 (受講者本人)	⑩

※	資格証写	写 真	講習料	担当者	実施管理者
照 合			現金・振込		
	入金日 / 受講料	テキスト代	合計	円	

令和6年度 陸上貨物運送事業 年末・年始労働災害防止強調運動

実施期間：令和6年12月1日(日)～令和7年1月31日(金)

スローガン 健康診断 受診はスタート 向き合いましょう 健康診断
(令和6年度安全衛生標語 健康部門最優秀作品)

趣 旨

陸災防においては、「陸上貨物運送事業労働災害防止計画」(計画期間令和5年度～令和9年度)に基づき、

- ① 死亡災害件数については、本計画期間中に前計画期間中の死亡災害件数から5%以上の減少を目指す。
(令和6年は、86人以下。)
- ② 荷役労働災害の大幅な減少を目指す。特に、墜落・転落災害について、本計画期間中に前計画期間(2018年度から2022年度)中の死傷災害件数から5%以上の減少を目指す。
(令和6年は、4,192人以下。)
- ③ 安全衛生推進者の選任を徹底し、安全衛生推進者のレベルアップのための能力向上教育を充実する。とした目標を設定している。本年は当計画の2年度目として、一層積極的な安全衛生生活活動を展開しているところである。

令和6年の労働災害発生状況(1～8月速報値)は、死亡災害が67人(前年同期比+4人、+6.3%)と増加していて、引き続きと取組の強化が必要である。

死傷者数も9,660人(前年同期+172人、+1.8%)と増加しており、「墜落・転落」による災害が依然として多発しているほか、「激突され」による災害も増加傾向にあり、これらの災害については、より一層強力に取り組む必要がある。

さらに、陸運業においては長時間労働による過労死等が問題となっており、改正された改善基準告示の周知など、これを予防するための取組を一層推進する必要がある。

こうした陸運業における労働災害の現状と課題を踏まえ、その防止対策を推進するに当たっては、各企業・事業場においては、労働安全衛生関係法令を遵守することはもとより、安全衛生推進者の選任など職場の安全衛生管理体制を確立して適切に機能させるとともに、経営者と従業員が一致協力して自主的な安全衛生活動を継続的・効果的に行っていくことが何より重要である。

こうした認識の下、本年12月1日(日)から令和7年1月31日(金)までの2か月間を、令和6年度年末・年始労働災害防止強調運動期間として、労働災害防止の重要性についてさらに認識を深め、労働災害防止のために以下の取組を行うこととする。

会員事業場の実施事項

- 経営トップは、労働災害防止のためにその所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、労働災害防止について従業員への呼びかけを行う。
- 安全管理者、安全衛生推進者等は、本運動期間中「職場の安全衛生自主点検表」(※陸災防HP参照)により職場の安全衛生点検を行う。
- 安全旗の掲揚、安全ポスター・のぼり等の掲示を行う。
- 改正された「荷役ガイドライン」に基づき、荷主等の協力を得て積卸し作業の内容の確認・把握を行い、荷役作業に伴う安全上の確認事項をあらかじめ運転手に提供できるように、荷主等との「運送契約時に必要な連絡調整に係る事項」の文書による取決めや「安全作業連絡書」の活用を図る。
- 定期健康診断の完全実施と事後措置の徹底を図る。

※陸上貨物運送事業労働災害防止協会HP (<http://www.rikusai.or.jp/>) から、ダウンロードして下さい。

11月は「過積載絶滅運動月間」です。

「過積載 しない させない 頼まない」

■運転者の方へ

過積載運行により事故を起こすと、会社が処分されるだけでなく、民事訴訟においては運転者に対しても賠償責任が生じることとなります。

●運転者に対する措置（道路交通法）

1. 自動車検査証の提示、重量測定受認義務
2. 過積載を解消するための応急措置
→積荷の現場取り下ろし、警察官による通行指示
3. 違反点数及び反則金

超過割合	大型車		普通車	
5割未満	2点	3万円	1点	2万5千円
5割以上10割未満	3点	4万円	2点	3万円
10割以上	6点	※罰則適用	3点	3万5千円

※6点は免許停止、罰則は6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金



適正重量荷物で焦らず、ゆっくり安全運転をしましょう。

大分県過積載防止対策連絡会議

大分県／大分県警察本部／九州地方整備局大分河川国道事務所・佐伯河川国道事務所／九州運輸局大分運輸支局／西日本高速道路(株)大分高速道路事務所／一般社団法人大分県自家用自動車協会／公益社団法人大分県トラック協会

宇佐道路の工事に伴う夜間全面通行止めのお知らせ

宇佐道路（国道10号山下交差点～宇佐IC間）において、下記のとおりワイヤロープ式防護柵の設置工事等を行うため、夜間全面通行止めを行います。

なお、交通規制中は現地案内看板や交通誘導警備員の指示に従い通行していただきますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

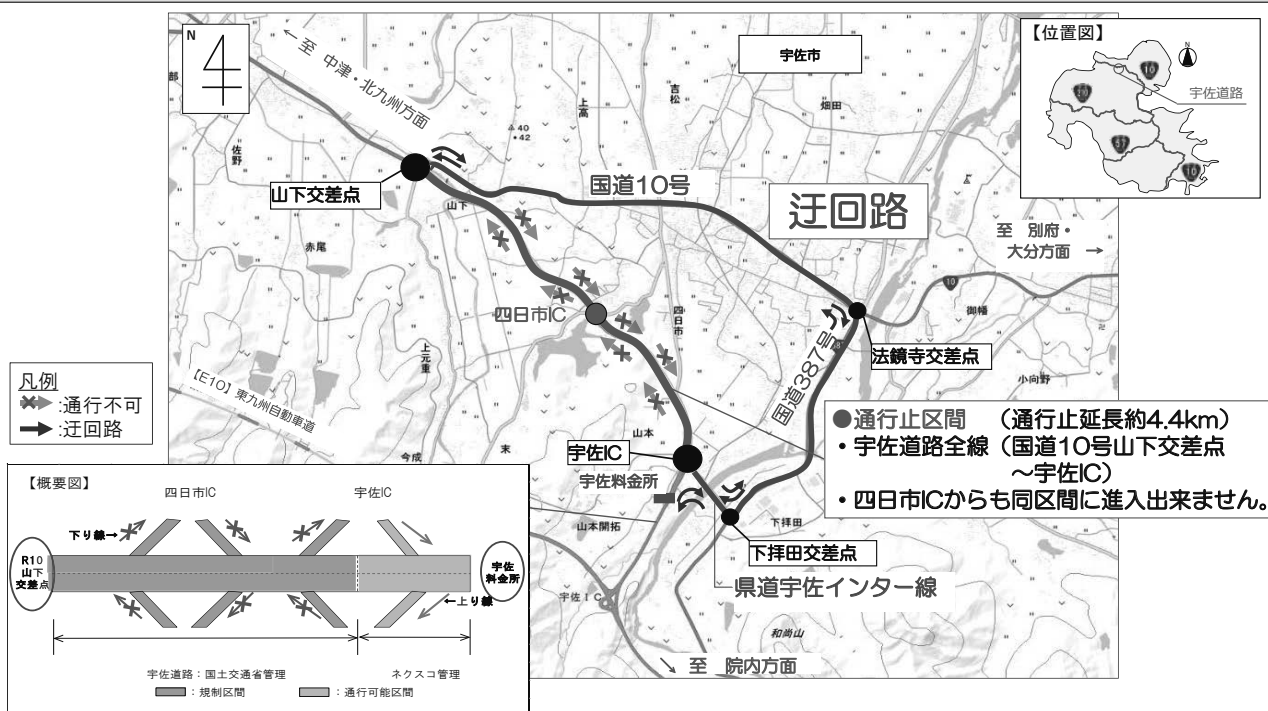
1. 場 所 宇佐道路（国道10号山下交差点～宇佐IC）
2. 作業内容 ワイヤロープ式防護柵の設置工事等を行います。
3. 規制内容 夜間全面通行止め
4. 迂回路 国道10号、国道387号、県道宇佐インター線（特殊車両・一般車両）
5. 規制日時 令和6年11月18日(月)午後9時～令和6年12月5日(木)午前6時
 （予備日：12月5日(木)夜から12月14日(土)朝）
 ※作業の進捗や天候の影響などにより、規制時間が変更となる場合があります。
6. その他 詳細は別紙1、別紙2をご覧ください。

宇佐道路の夜間全面通行止めに伴う迂回路について（お知らせ）

別紙-1

令和6年11月18日（月）午後9時～令和6年12月5日（木）午前6時において、宇佐道路（国道10号山下交差点～宇佐IC間）の夜間全面通行止めを行います。詳細は下記のとおりです。【※予備日：12月5日（木）～12月14日（土）朝】

通行止箇所及び迂回路図



宇佐道路夜間全面通行止め 平日のみ通行止め規制実施

別紙-2

《本線区間通行止め》

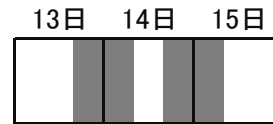
山下交差点～宇佐IC(上下線)

令和6年 11/18 (月)夜 ▶ 令和6年 12/5 (木)朝

毎夜21時～翌朝6時

【※予備日：令和6年12月5日(木)～
令和6年12月14日(土)朝】

凡例



13日の夜～翌朝、14日の夜～翌朝が夜間通行止め

令和6年11月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
ワイヤーロープ防護柵設置						
24	25	26	27	28	29	30
ワイヤーロープ防護柵設置						

令和6年12月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
ワイヤーロープ防護柵設置						
8	9	10	11	12	13	14
予備日						
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

令和6年度 第2回 運行管理者試験のご案内

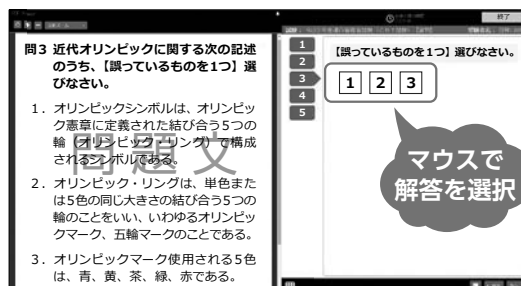
試験方法は「CBT 試験」で行います。(筆記による試験は実施しません。)

- CBT 試験とは、テストセンターにおいてパソコンを使用して行う試験方法のことです。(CBT = Computer Based Testing) 問題用紙やマークシートを使用せず、パソコンの画面に表示される問題を見てマウス等を用いて解答する試験です。

試験会場



問題画面 (イメージ)



- 試験会場と日時は指定された範囲内で申請者が選択できます。また、空きがあれば試験会場と日時を変更することができます。

会場日時予約画面 (イメージ)

会場・日時選択

個人情報確認 試験情報入力 会場・日時選択 支払方法選択 予約内容の確認 確認書の表示メールの送信

検索条件

試験日 年 月 日 カレンダー表示はこちら
現在 2024/09/30 ~ 2024/10/29 の試験予約が可能です。

国選択

地域選択

会場名

会場検索実行

【検索結果】

受験する会場の試験開始時間を選択してください。

試験日 2024/10/22

■ : 空きあり □ : 若干の空きあり ● : 選択不可 ○ : 非開催

ご希望の会場の開始時間をクリックしてください。

試験開始時間	09:15	10:00	10:45	11:30	12:15	13:00	13:45	14:30	15:15	16:00	16:45	17:30
銀座ノボランシティB												
銀座ノボランシティC												

申請方法

インターネット申請 (書面での申請はできません。)

複数回の試験を申込みことはできません。貨物試験、旅客試験を含めて一人1回限りです。

申請の受付期間

令和6年12月9日(月)～令和7年1月15日(水)

試験日時

令和7年2月15日(土)～3月16日(日)の間で、CBT 試験専用サイトにて指定された試験会場、日時から申請者が選べます。

(試験結果は4月2日に公表する予定です。)

試験会場

貨物試験、旅客試験とも全国47都道府県にある試験会場で受験できます。

受験手数料等

6,000円 (非課税)

この他、次のうちいずれか1つの費用が別途必要となります。

- ・新規受験申請：660円 (税込) (システム利用料)
- ・再受験申請：860円 (税込) (システム利用料、事務手数料)

試験結果レポートを希望される方は、さらに次の費用が必要となります。

- ・試験結果レポート手数料：140円 (税込)

受験資格

実務経験者

・自動車運送事業 (貨物軽自動車運送事業を除く。) の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方

基礎講習修了者

・国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了 (修了予定の方は、令和7年2月5日までに修了) した方

CBT 試験の流れ

受験申請サイト	STEP 01 受験の申請	<p>受験の申請に必要な情報を入力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●メールアドレスの登録・確認 ●申請情報の入力 ●受験資格情報の入力 <p>*実務経験1年以上の受験資格で申請する場合は、実務経験承認者の情報が必要です。 *基礎講習修了予定で申請する場合は、講習修了後、速やかに基礎講習修了証等をアップロードしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本人確認書類・顔写真のアップロード <p>申込が受理されると、運行管理者試験センターから「受験申請受付のお知らせ」のメールが届きます。</p>
	STEP 02 書類の審査	<p>提出書類の審査が完了するまでお待ちください。</p> <p>*基礎講習修了予定で申請する場合は、基礎講習修了証等の写しが未提出の方は書類の審査が完了しません。また、令和7年2月5日までに基礎講習修了証等の写しが未提出の方は受験できません。</p>
	STEP 03 書類審査完了のご案内	<p>提出書類の審査完了後に運行管理者試験センターから「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールが届きますので、その後に試験会場と試験日時を予約し受験手数料等を支払ってください。</p>
*STEP1～6までの手続を行わないと、受験の申請手続が完了しませんのでご注意ください。		
CBT 試験専用サイト	STEP 04 CBT試験専用サイトへアクセス	<p>「CBT 試験会場予約等の手続きのご案内」のメールに記載されている受験申請サイト内の個人認証画面にアクセスし、「受験申請受付のお知らせ」のメールに記載された申請者配布番号、氏名(カナ)、生年月日を入力して「確認」ボタンを押すと申請情報の画面が表示されます。次に同画面の「試験会場の予約/受験手数料等の支払」ボタンを押し、CBT 試験専用サイトの予約試験一覧画面から「試験を予約する」ボタンを押して、会場予約を開始してください。</p>
	STEP 05 試験会場と日時の選択・お支払	<p>希望する試験会場及び日時を選択・予約したのち、受験手数料等の入金の手続きをしてください。支払方法は、コンビニ決済、クレジットカード決済、ペイジー決済から選択できます。</p> <p>*支払方法がコンビニ決済、ペイジー決済の場合は、令和7年2月14日までに試験会場等の予約をして、会場予約時に送られるメールに記載された支払期限までに受験手数料等の支払いを完了してください。</p> <p>*支払方法がクレジットカード決済の場合は、令和7年2月14日までに試験会場等の予約及び受験手数料等の支払を完了してください。</p>
	STEP 06 申請手続完了	<p>入金完了後、試験会場の案内等が記載された「受験確認書」がメールで送信されます。</p> <p>*受験確認書メールが届かない場合は、手続きが完了していない場合がありますので、下記問い合わせ先の運行管理者試験コールセンターまでご連絡ください。なお、受験確認書は郵送されません。</p>
試験当日	STEP 07 試験当日	<p>受験確認書メールに記載された日時に、顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)及び受験確認書メール(スマートフォンに表示も可)を持参のうえ、予約した試験会場へ来場し、受験してください。(受験確認書メールを持参しなくても受験は可能です。試験会場、試験日時、注意事項等についてご確認ください。)</p> <p>*試験当日、受付時に顔写真付き本人確認書類を提示いただけない場合は、いかなる理由でも受験できません。</p> <p>*試験会場には受験者用の駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。</p>

CBT 試験の体験版はこちらから

<https://www.prometric-jp.com/personal/unkan/procedure/>



申請手続きの詳細は、運行管理者試験センターのホームページを参照してください。

ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>



【お問い合わせ】 運行管理者試験コールセンター

TEL 03-6635-9400
(平日9時～17時はオペレータ対応)

申請に関するお問い合わせは1番、試験会場予約及び試験当日に関するお問い合わせは2番を押してください。
*オペレータ対応時間外は自動音声案内のみの対応となります。

令和6年度第2回 運行管理者試験 貨物

公 示

1. 試験方法	C B T 試験 ※C B T 試験とは、問題用紙やマークシートなどの紙を使用せず、パソコンの画面に表示される問題に対しマウス等を用いて解答する試験です。											
2. 試験期日	令和7年2月15日(土)～3月16日(日)											
3. 試験場所	全国47都道府県で実施します。											
4. 受験資格	次の(1)又は(2)の要件を満たす方 (1) 試験日の前日において、自動車運送事業(貨物軽自動車運送事業を除く。)の用に供する事業用自動車又は特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行管理に関し、1年以上の実務の経験を有する方 (2) 国土交通大臣が認定する講習実施機関において、平成7年4月1日以降の試験の種類に応じた基礎講習を修了した方(修了予定の方は、令和7年2月5日までに修了した方)											
5. 受験手続	<p>①申請の方法及び期間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請方法</th> <th>申請期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネット申請 (新規・再受験)</td> <td>令和6年12月9日(月)～令和7年1月15日(水)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(公財)運行管理者試験センターのホームページにアクセスし、所定の手順に従って必要事項を入力してお申込み下さい。(書面申請はありません。)</p> <p>②試験会場等の予約 試験会場と試験日時を指定された範囲内で申請者が選択できます。</p> <p>③受験手数料：6,000円(非課税)</p>	申請方法	申請期間	インターネット申請 (新規・再受験)	令和6年12月9日(月)～令和7年1月15日(水)							
申請方法	申請期間											
インターネット申請 (新規・再受験)	令和6年12月9日(月)～令和7年1月15日(水)											
6. 合格基準	<p>次の(1)及び(2)の両基準を満たすこと。</p> <p>(1) 原則として、総得点が満点の60%(30問中18問)以上であること。</p> <p>(2) 次表の出題分野(①～⑤)ごとに必要な正解数を満たしていること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">出題分野</th> <th>必要な正解数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①貨物自動車運送事業法関係</td> <td>②道路運送車両法関係</td> <td rowspan="2">各1問以上</td> </tr> <tr> <td>③道路交通法関係</td> <td>④労働基準法関係</td> </tr> <tr> <td colspan="2">⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力</td> <td>2問以上</td> </tr> </tbody> </table>	出題分野		必要な正解数	①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上	③道路交通法関係	④労働基準法関係	⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上
出題分野		必要な正解数										
①貨物自動車運送事業法関係	②道路運送車両法関係	各1問以上										
③道路交通法関係	④労働基準法関係											
⑤その他運行管理者の業務に関し必要な実務上の知識及び能力		2問以上										
7. 試験結果の発表	<p>(1) 令和7年4月2日(予定)</p> <p>(2) 試験結果通知書を受験者に郵送します。</p>											

— 国土交通大臣指定試験機関 —

NECO 公益財団法人
運行管理者試験センター

〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目16番3号 芝大門116ビル7F
ホームページ <https://www.unkan.or.jp/>

【お問い合わせ】 運行管理者試験コールセンター TEL 03-6635-9400



(掲出期間 公示日～令和7年4月上旬まで)

新入会員紹介

下記の方が、入会されましたので、ご紹介します。

会社名 入会年月日	代表者名	種別	営業所の位置	車両数					TEL
				普	小	被	霊	計	FAX
かぶしがいしゃ えこ・てっくえだま 株式会社 エコ・テックエダマ 令和6年9月2日	えだま やえこ 江玉 八重子	一般 利用	大分市都町4丁目3番26号 都町コーポ201	4	1			5	097-532-1886 0978-63-1895

会員名簿訂正方をお願い

下記のとおり、会員事業所において事業計画変更がありましたので、お知らせします。

頁数	旧	新	変更の種別
7	(有)なかむらトランスポート大分営業所	引越革命九州(株)大分営業所	名称の変更
16	大分海陸運送(株)	(株)大分海陸	名称の変更
21	(有)なかむらトランスポート	引越革命九州(株)	名称の変更
45	拓州建設(株) 川上 富博	近藤 剛公	代表者の変更

燃料情報

令和6年9月末現在で調査した県内の
軽油価格は次のとおりです。

軽油価格調査一覧表

1. 価格 (円)

	価格 (県内)		
	最高	最低	平均
スタンド平均	150.0	116.3	129.3
ローリー平均	121.5	110.3	114.5
カード平均	144.1	116.0	124.5

2. 購入メーカー

	件数	割合
J X 日 鉱 日 石	8	29.6
出 光	4	14.8
昭 和 シ ェ ル	1	3.7
エクソンモービル	0	0.0
キ グ ナ ス	0	0.0
コ ス モ	7	25.9
そ の 他	7	25.9
合 計	27	100.0

区分	月	23年	11	12	24年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		10												
スタンド 平均	大分	127.0	128.2	131.4	128.4	128.0	128.2	130.2	130.2	129.4	127.9	128.5	129.3	
	全国	121.7	122.5	125.7	126.1	125.8	124.2	125.5	125.8	125.7	124.7	124.1	124.4	
ローリー 平均	大分	109.9	113.4	115.5	116.1	116.1	116.0	116.6	115.9	117.1	115.2	114.9	114.5	
	全国	109.3	111.9	114.8	114.8	114.7	114.7	115.8	115.5	116.1	115.3	113.4	114.2	
カード 平均	大分	119.0	122.8	124.3	125.4	124.0	124.9	124.9	121.4	122.3	125.4	123.4	124.5	
	全国	120.0	121.9	123.7	124.3	123.8	124.2	125.3	124.3	125.7	125.2	123.2	124.4	

注) 平均価格は県ト協、全ト協調べ (消費税抜きの価格)

注) スタンド: スタンドと特約をしている値段の平均

軽油価格調査集計表 (令和6年9月)

令和6年10月25日現在
(公社)全日本トラック協会

令和6年9月

単純計算表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
	124.48	115.62	126.70

令和6年9月

元売別集計表

地区:九州(沖縄除)

元売名	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	127.39	115.35	128.26
出光昭和シェル	126.04	115.99	124.64
エクソンモービル			
キグナス			
コスモ	120.17	115.07	127.60
その他	119.10	115.76	125.61

令和6年9月

購入量別集計表

地区:九州(沖縄除)

月間購入量	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロリットル未満	124.91	115.51	128.16
30～50キロリットル未満		117.70	116.37
50～100キロリットル未満	114.98	114.35	114.50
100キロリットル以上		114.46	123.68

令和6年9月

支払期限別集計表

地区:九州(沖縄除)

支払期限	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30日未満	127.10	120.64	120.90
30～60日未満	122.76	115.36	127.46
60日以上	128.05	113.39	114.50

軽油価格推移表

地区:九州(沖縄除)

	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
令和6年5月	126.34	116.97	125.63
令和6年6月	126.74	117.52	127.30
令和6年7月	125.79	116.40	127.90
令和6年8月	123.61	114.15	125.99
令和6年9月	124.48	115.62	126.70

※消費税抜きの価格となります。

行事予定表（11月16日～12月15日）

日	曜	行	事
16	土		
17	日	トラックの日記念イベント（10:00 トヨタカローラ大分 祝祭の広場） 令和6年度 トラック事故根絶安全大会（14:00 トヨタカローラ大分 祝祭の広場）	
18	月	令和6年度 第4回専務理事業務連絡会議（14:00 アートホテル大分） 令和6年度 九州トラック協会第2回理事会（15:00 アートホテル大分）	
19	火	第9回 大分合同新聞広告賞贈賞式（11:00 大分県立美術館OPAM） 正副会長会（12:30 大分県トラック会館） 令和6年度 大分あんしんみまもりネットワーク連絡会議（14:00 大分市役所第2庁舎） 第7回 臨時理事会（15:00 大分県トラック会館）	
20	水		
21	木	支部会計監査（県南支部）（13:30 龍南運送株）	
22	金	令和6年度 高等学校進路（就職）指導担当教諭と大分県トラック協会役員等との意見交換会（別府・杵築・国東・宇佐・豊後高田ブロック）（13:30 亀の井ホテル別府） 令和6年度 大分河川国道事務所雪寒対応出陣式（13:30 玖珠川河川敷右岸） 令和6年度（公社）全日本トラック協会女性部会九州ブロック研修会 in Miyazaki（15:00 シーガイヤコンベンションセンター）	
23	土	勤労感謝の日	
24	日		
25	月		
26	火	安全・安心の道づくりを求める全国大会（13:00 シェーンバツハ・サポー） （公社）鹿児島県トラック協会記念式典（14:00 鹿児島県トラック研修センター）	
27	水	令和6年度（公社）大分県トラック協会 チャリティーゴルフコンペ（6:00 トライアルゴルフ&リゾート）	
28	木	中九州横断道路ステップアップシンポジウム（15:00 iichiko総合文化センター）	
29	金	（一社）大分県自動車整備振興会 委員会合同視察研修会 第30回 南九州四県合同木材輸送部会「鹿児島大会」（15:00 ホテルマイステイズ鹿児島天文館）	
30	土		
12/1	日		
2	月		
3	火		
4	水		
5	木		
6	金		
7	土		
8	日	トラックの森整備事業	
9	月		
10	火	令和6年度 中国・四国・九州各県トラック協会専務理事業務連絡会議（16:00 ホテルマイステイズ鹿児島天文館）	
11	水		
12	木		
13	金		
14	土		
15	日		

帳票関係FAX注文書

(公社) 大分県トラック協会 宛 (FAX:097-552-1591)

令和 年 月 日

		単 位	単価(円)	ご 注 文 部 数
1	運転日報 (基本)	100枚	220	
2	運転日報 (応用)	100枚	407	
3	乗務日報	100枚	352	
4	日常点検記録簿	1冊	176	
5	点呼記録表 (25名用A)	100枚	781	
6	点呼記録表 (25名用B)	100枚	781	
7	点呼記録表 (12名用A)	100枚	451	
8	点呼記録表 (12名用B)	100枚	451	
9	点呼記録表ファイル (12名用)	1個	1,595	
10	点検整備記録簿	1冊	396	
11	車輛管理台帳	1冊	286	
12	運転者台帳	50枚	660	
13	運転者台帳ファイル	1冊	990	
14	運行管理者届	1枚	77	
15	整備管理者届	1枚	77	
16	運行管理規程	1冊	264	
17	整備管理規程	1冊	198	
18	タコチャート紙 M7-120	1箱	660	
19	タコチャート紙 M7-140	1箱	660	
20	タコチャート紙 M26-120	1箱	660	
21	タコチャート紙 M26-140	1箱	660	
22	運送約款 (掲示用)	1枚	132	
23	運送約款 (冊子)	1冊	198	
24	運行指示書 (輸送文研社)	1冊	627	
25	運行指示書 (アルプス印刷)	30枚	451	

ご住所 (〒 -)	お電話 () -
貴社名	担当者名

※この帳票注文書をコピーして必要事項を記入のうえFAXにて送付してください。
ご記入いただきました個人情報については、帳票注文に係る業務以外の目的には利用いたしません。

「トラックの日」記念イベントのご案内

日時：令和6年11月17日（日）10:00開会
会場：トヨタカローラ大分「祝祭の広場」
（大分市府内町1丁目1-1）



○10:00～開会

縁日（スーパーボールすくい・射的・綿菓子）

フォークリフトこども体験・キッチンカー・車両展示

○10:30～トラバラ公開収録

○11:00～マグロ解体ショー（販売先着200名予定）

○12:30～トラックの日大抽選会（任天堂Switch等）

○14:00～閉会

※閉会后、トラック事故根絶安全大会を開催します。



大抽選会で任天堂Switchをゲットしよう🎮
他にもプレゼント多数あります📺
祝祭の広場に遊びにきてね!!



イメージキャラクター
トラックくん

（トラック事故根絶安全大会と同日開催）

公益社団法人
大分県トラック協会